

指定放課後等デイサービス事業者 殿
指定児童発達支援事業者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
障 害 福 祉 課 長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について（通知）

このたび、小学校、中学校等について臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等（以下「事業所」という。）における対応について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から事務連絡が発出されております。

当該事務連絡については、当課ホームページに掲載しているところです。

つきましては、今回の主な対応について、下記のとおり留意点をまとめましたので通知いたします。

なお、学校の休業等の取扱いについては、市町村で異なる可能性がありますので、それぞれの地域の状況等を御確認の上、対応方お願いします。

記

- 1 感染の予防に留意した上で、原則として事業所を開所していただき、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いする。
なお、今回の対応に限り、延長支援加算の届出は要さないが、加算算定にあたっては個別支援計画及び支援記録への記載は必須とする。
- 2 「新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されます。この場合について、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能とします」とされていることを踏まえて、基本人員で定められた以上の利用者を受入れることができるが、この場合、受入れる利用者全ての安全かつ安心が確保されることが前提となる。
 - (1) 定員を超過して利用者を受入れた場合でも、定員超過利用減算は適用しないことが可能。
 - (2) 定員を超過して利用者を受入れた場合でも、人員基準を満たさないことによる減額措置は適用しない（例えば「児童指導員等加配加算」等を引き続き算定する）ことが可能。
- 3 利用者が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、当該利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、特例的に報酬の対象とする。
- 4 今回の対応については、平日においても学校の休業日扱いで基本報酬を算定してよい。

【ホームページ掲載】

- 令和2年2月20日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」
- 令和2年2月27日事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」
- 令和2年2月28日事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2）」
- 令和2年2月28日事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）」

※その他、当課ホームページに掲載している国通知を御確認ください。

お問い合わせ先
沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課事業指導支援班
児童担当
TEL 098-866-2190 FAX 098-866-2190